豊橋市空家利活用改修費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成７年豊橋市規則第８号）に定めるもののほか、豊橋市内の空家を利活用する者に対して、空家の改修に要する費用の一部を助成するための豊橋市空家利活用改修費補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請、決定等に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）空家　豊橋市空家情報登録制度設置要綱第２条第１号に掲げるものをいう。

（２）空家バンク　豊橋市空家情報登録制度設置要綱第２条第３号に掲げるものをいう。

（３）一般世帯　新婚世帯、子育て世帯以外の世帯

（４）新婚世帯　補助金の交付を受けようとする対象空家を購入した者又は賃借人が婚姻届提出から３年以内で夫婦ともに５０歳未満の世帯

（５）子育て世帯　補助金の交付を受けようとする対象空家を購入した者又は賃借人が１８歳未満の子を扶養する世帯

（補助対象の空家）

第３条　この補助金の交付を受ける空家は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

（１）空家バンクに登録されている空家であること。

（２）昭和５６年５月３１日以前に着工された住宅にあっては耐震基準を満たしていること又は補助金実績報告時点で耐震基準を満たすための耐震改修工事が完了していること。

（３）空家の所有者と利用者との間に、居住のための売買契約、賃貸借契約が締結されて１年以内である又は申請者が所有者である場合、賃貸借契約の締結に関して同意が得られていること。

（４）建築確認済証の交付を受けていること。

（５）過去にこの補助金の交付を受けていない空家であること。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条第１項に規定する空家の所有者、購入した者又は賃借人（空家の所有者と改修に関して書面による同意を得ている者に限る。以下同じ。）とする。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、補助の対象としない。

　（１）対象空家を３年以上利活用することが見込まれない場合

（２）対象空家を購入した者又は賃借人が、空家の所有者と生計が同一である者又は３親等以内の者である場合

（３）市税を滞納している場合

（４）偽りその他不正な手段により申請を行った場合

（５）豊橋市暴力団排除条例（平成２３年豊橋市条例第２号）第２条第１号又は同条第２号に規定する者又は密接な関係を有する者である場合

（６）その他市長が適当でないと認めた場合

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象空家の住宅部分に係る改修工事に要する費用（上限１００万円）とする。

　２　新築、改築、増築、移築、備品購入、加入金等に係る経費は、この補助金の対象としない。

（補助金の算定等）

第６条　補助金は、補助対象経費に一般世帯は２分の１、新婚世帯及び子育て世帯は３分の２を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、当該事業の着手前に、豊橋市空家利活用改修費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、次条に規定する交付決定を受けなければならない。

（１）事業計画書（様式第２号）

（２）補助対象経費内訳書（様式第３号）

（３）改修工事の見積書の写し

（４）改修工事内容のわかる図面

（５）改修工事施工前の写真

（６）位置図

（７）昭和５６年５月３１日以前に着工された住宅にあっては耐震基準を満たしていることが分かる書類又は補助金実績報告時点で耐震基準を満たすための耐震改修工事が完了することが分かる書類

（８）建築確認済証の写し

（９）補助対象住宅の売買契約の写し、賃貸借契約書の写し又は賃貸借契約締結に関する同意書（様式第４号）

（１０）誓約書（様式第５号）

（１１）市税滞納がないことの証明書

（１２）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付等の決定）

第８条　市長は、前条の規定による交付申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、豊橋市空家利活用改修費補助金交付決定通知書（様式第６号）により当該申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付すことができる。

（事業内容の変更等届）

第９条　補助金の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次に掲げる事項に該当する場合、遅滞なく豊橋市空家利活用改修費補助金交付変更（中止）届（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（１）改修の内容を変更するとき。

（２）改修を中止し、又は廃止しようとするとき。

２　交付決定者は、改修が予定期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、遅滞なくその旨報告し、指示を受けるものとする。

３　市長は、第１項の変更（中止）届の提出があった場合は、補助金の交付決定を変更又は中止することができる。

４　前項の規定により補助金の交付の変更又は中止を決定したときは、豊橋市空家利活用改修費補助金交付決定変更（中止）通知書（様式第８号）により通知する。

（実績報告）

第１０条　交付決定者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して３０日以内又は事業の交付決定のあった日の属する年度の３月末日（ただし、末日が土、日及び祝日の場合は、直前の開庁日とする）のいずれか早い日までに、豊橋市空家利活用改修費補助金完了実績報告書（様式第９号）を作成し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）当該補助金交付決定通知書（変更通知書）の写し

（２）工事請負契約書の写し及び領収書の写し

（３）補助対象経費内訳書（様式第３号）

（４）補助事業の成果が確認できる写真

（５）耐震改修工事が必要な場合は、耐震基準を満たす耐震改修工事が完了していることを証

する書類

（６）その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第１１条　市長は、前条の完了実績報告書を受理した場合において、その内容の審査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊橋市空家利活用改修費補助金確定通知書（様式第１０号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１２条　交付決定者は、前条の通知書を受けた後、速やかに豊橋市空家利活用改修費補助金請求書（様式第１１号）により、市長に対し補助金を請求するものとする。

２　市長は、請求書を受理したときは、その内容を審査した上、速やかに補助金を交付するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第１３条　交付決定者は、補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（交付決定の取消し）

第１４条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（１）虚偽の申請その他の不正の行為により補助対象者に該当しないと確認したとき。

（２）第９条第１項の届出を行わずに補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止したとき。

（３）その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合は、豊橋市空家利活用改修費補助金交付決定（一部）取消通知書（様式第１２号）により交付決定者に通知するものとする。

（遅延利息）

第１５条　市長は、前条の規定により、補助金の返還を求めた場合で、交付決定者がこれを市長の定める納期限までに納付しなかったときは、当該納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納額につき年１４．６％の割合で計算した遅延利息の支払を交付決定者に対し請求するものとする。

２　市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（調査に対する協力）

第１６条　交付決定者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力するものとする。

（雑則）

第１７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成２７年５月１日から施行する。

附則（用語の規定、補助率及び完了実績報告書の提出期日の変更）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成３０年６月１日から施行する。